

群馬大学大学院工学研究科転入学に関する内規

平成18. 1. 11 制定
改正 平成19. 9. 12

(趣旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院学則第40条第2項の規定に基づき、群馬大学大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）への転入学に関し必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 本研究科に転入学することができる者は、他大学大学院（以下「他大学院」という。）に在学し、本研究科への転入学を志望している者とする。

(出願手続)

第3条 志願者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、研究科長を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 転入学志願書（写真貼付）
- (2) 成績証明書
- (3) 教授細目（既修得単位がある場合）
- (4) 転入学許可書又は受験許可書（休学期間が記載されているもので、様式任意）
- (5) 受験内諾書（受入れ先の専攻長等が作成したもので、様式任意）

(出願期限)

第4条 前条の書類の提出期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 4月転入学を志願する者 1月末日まで
- (2) 10月転入学を志願する者 7月末日まで

(選考)

第5条 選考は、学力検査及び成績証明書に基づき行う。

- 2 学力検査の方法は、学生受入れ対象専攻（以下「当該専攻」という。）において別に定める。
- 3 当該専攻及び教授会が学生受入れを審査する。

(転入学許可)

第6条 転入学は、本研究科に転入学させて教育し、研究させることが教育上有益と認められる場合に限り、これを認めるものとし、教授会の議を経て、学長が許可する。

(年次)

第7条 本研究科に転入学させる年次については、他大学院での既修得単位の状況に応じて、教授会が審議する。

(在学年限)

第8条 本研究科での在学年限は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えることはできない

い。

(単位認定)

第9条 他大学院における既修得単位は、教育上有益と認める場合に限り本研究科において修得したものとみなし、その一部又は全部を認定することができる。

2 前項の既修得単位の認定時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 4月転入学者 4月中
- (2) 10月転入学者 10月中

(単位認定手続)

第10条 既修得単位の認定は、当該学生の指導教員を含めた3名の大学院担当教員で授業科目等を審査し、教務委員会及び教授会の議を経て、研究科長が行う。

(単位認定授業科目の成績表示)

第11条 認定された授業科目の成績表示は、「認定」とする。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、転入学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成19年9月12日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。